

交通ルールを守って 交通事故ゼロへ!

通学路・生活道路における
こどもを始めとする
歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の
安全運転意識の向上

自転車・
特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底



令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで
春の全国交通安全運動



チャイルドシート
着用推進シンボルマーク
「カチャビョン」

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

内閣府交通安全
オフィシャルサイト



4月10日 金は「交通事故死ゼロを目指す日」です

思いやり一つが、事故ゼロにつながる



1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保



安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学路や生活道路における見守り活動を推進しましょう。
- 「ゾーン30 プラス」の整備や通学路の点検など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。
- 令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30 km/hに引き下げられます。



歩行者も交通ルールを守ろう

- 「歩きスマホ」やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行は注意力が散漫になり、車の接近や周囲の状況に気づくのが遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。



2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上



ながらスマホゼロ! 飲酒運転ゼロ! みんなで守る命!

- スマホやカーナビを操作しながらの運転は注意力を奪い、重大事故の原因になります。運転に集中しましょう。
- 飲酒運転やあおり運転は危険で悪質な犯罪です。わずかな飲酒でも判断力や注意力が鈍り、事故の危険が高まるため、飲酒後の運転は禁止です。



歩行者優先意識の徹底

- 横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進まなければなりません。
- 横断歩行者がいる場合は必ず一時停止をして、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩道では思いやりの心を忘れずに!



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



ヘルメット着用を徹底しよう!

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、頭部を守るためヘルメットの着用が重要です。
- ヘルメットの正しい着用は命を守る第一歩であり、万が一の事故の際に被害を大きく減らす効果があります。



自転車や特定小型原動機付自転車に乗る前に、交通ルールを理解しよう

- 自転車、特定小型原動機付自転車は車両に分類されており、道路(車道)の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで
春の全国交通安全運動

福岡県
交通安全
スローガン

ただいまの笑顔で今日も 会えますように



第38回交通安全フォトコンテスト入賞作品



自転車事故を防ぐため

令和8年4月1日から

自転車の「青切符」が導入!

対象

16歳以上

※運転免許の有無は関係なし

交通安全県民運動や各重点の内容はこちらから

春の交通安全県民運動



生活道路の法定速度引き下げ



青切符制度



飲酒運転撲滅



交通事故をなくす福岡県県民運動本部【福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか】



運動期間
令和8年

4月6日(月)~4月15日(水)

春

の交通安全県民運動

・〇〇・

4月10日(金)は
交通事故死
ゼロ
を目指す日です!

運動の重点

通学路・生活道路における
こどもを始めとする歩行者の安全確保

自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルール理解・遵守の徹底

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の安全運転意識の向上

飲酒運転の撲滅

こどもを始めとする 歩行者の安全確保!

4月は、小学1年生が、新たに交通社会に参加しますが、道路上の危険についての知識が未熟です。

また、こどもの視野は大人が考えている以上に狭く、周囲が見えていないものです。

- 大人が交通安全のお手本を示しましょう。
- こどものとっさの動き(飛び出し)に注意しましょう。
- 指導の際は「車に気を付けて」ではなく、「道路を渡る前に、絶対に止まって、車が来ていないことを確認して、手を上げて渡る」など、こどもが理解しやすい指導をしましょう。



飲酒運転かな? と思ったら110番!

過去に福岡県で発生した
悲惨な飲酒運転事故を忘れていませんか?

▶平成18年 8月25日 海の中道大橋において、幼児3名が犠牲

▶平成23年 2月9日 粕屋町において、高校生2名が犠牲

飲酒運転かな?と思ったら必ず110番!

あなたの勇気ある通報が
誰かの命を救うことに繋がります!



生活道路の安全確保!

令和8年9月1日から生活道路の
法定速度が引き下げられます。

60km/h
→ 30km/h

※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。



「ながらスマホ」根絶! 歩行者優先の徹底!

「ながらスマホ」は危険です。

運転中のスマートフォン等の操作は、重大な交通事故につながる極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。



横断歩道では「歩行者優先」 を徹底しましょう。

運転者には、横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

「歩行者優先」を徹底し、他の車両に対しても「思いやり・譲り合い」の気持ちで運転しましょう。



自転車は車のなかま!自転車はルールを守って安全運転!

自転車の一定の交通違反に
交通反則通告制度(青切符)が
導入され、検挙後の手続きが変わります。

※酒気帯び運転等の重大な違反については、
従来どおり、刑事処分対象。

令和8年4月1日から

- 対象年齢
16歳以上
- 反則金
原付バイクと同等
※最高額12,000円



対象行為の一例(※対象行為は113種類)

携帯電話使用	イヤホン着用	並進
反則金 12,000円	反則金 5,000円	反則金 3,000円
	 (周りの音が聞こえない)	
指定場所一時不停止	右側通行	
反則金 5,000円	反則金 6,000円	
		